解散公告

当社は、平成二十五年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

兵庫県揖保郡太子町東保四四八番地一九

SKM貿易株式会社

代表清算人　菊池　修一

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

広島市東区二葉の里一丁目四番一五号

有限会社三興産業

清算人　上河内裕司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十五年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

高知市一ツ橋町一丁目二一四番地

株式会社はりまやアルコ

代表清算人　西田　啓

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

福岡県北九州市戸畑区天神二丁目九番八号

有限会社肉の古市

清算人　古内　忠

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

北九州市若松区ひびきの南二丁目三番八号

黒崎京築運送株式会社

代表清算人　松本　健司

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

福岡市早良区城西三丁目一二番二九号

有限会社ソラリア

清算人　吉村　隆之

解散公告

当社は、平成二十五年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

福岡市南区高宮二丁目八番二三号

ニューツーリズム九州株式会社

代表清算人　大鶴　直樹

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

佐賀県佐賀市諸富町大字大堂二六一三番地一

有限会社小川板金工業

清算人　小川　清治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

福島県河沼郡柳津町大字砂子原字居平二六三番地

社団法人柳津町西山地区厚生会

清算人　天野　昭一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十八日開催の理事会及び評議会の決議により平成二十四年十一月二十六日埼玉県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

埼玉県久喜市久本寺五四八番地二

学校法人いーはとーぶ学園

清算人　鳥山喜美代

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十五年一月一日、厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

日本クラウンコルク厚生年金基金

清算人　蓮沼　克人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年三月六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十四年十二月二十七日広島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月一日

広島県大竹市小方町小方字苦ノ坂東山一七一番地

学校法人ルネス学園

清算人　安田　勝子

配当公告

長崎県諫早市小長井町井崎一番地

破産者　野中　彪

右の者に対する長崎地方裁判所大村支部平成二十三年（フ）第七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一九、一七七、七四九円

一、配当することのできる金額

金一〇、四〇三、七八九円

平成二十五年三月一日

長崎市上町六番二七号

破産管財人　戸田　久嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市石山町一二番地、最後の住所北海道小樽市石山町一八番一六号

被相続人　亡　佐藤　光憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月一日

事務所北海道小樽市稲穂二丁目一一番一三号協和稲穂ビル四階　関口正雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鷲見　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市赤岩牧沢四四番地七〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月一日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二号プレジデント一番町四〇二号　小野寺信一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市西代一八五七番地、最後の住所千葉県香取市大戸川四二番地一

被相続人　亡　村　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル四階　せんのは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　広山　相徳